

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

1 地域包括支援センターの概要

事業所名	野田村地域包括支援センター
所在地	岩手県九戸郡野田村大字野田第 17 地割 107 番地
事業所指定番号	0303100093
連絡先	TEL:0194-78-3310 FAX:0194-78-3301
管理者氏名	野田村地域包括支援センター所長 小野寺 勝
サービス提供地域	野田村全域
営業日及び営業時間	月曜日～金曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く）
	午前8時30分～午後5時15分

2 地域包括支援センターの職員体制

職 種	人 員
管 理 者	1 名（野田村地域包括支援センター所長と兼務）
保 健 師 ※経験のある看護師を含む	1 名（常勤 1 名、非常勤 1 名）
主任介護支援専門員	0 名（常勤 0 名、非常勤 1 名）
社 会 福 祉 士	1 名（常勤 1 名、非常勤 1 名）
事 務 職 員 等	2 名（常勤 1 名、非常勤 1 名）

3 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

高齢者等が地域において自立した日常生活を継続できるよう包括的に支援し、保健医療の向上及び福祉の増進に資することを目的とします。

(2) 事業の運営方針

- ① 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるよう配慮して行います。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業所若しくは地域密着型介護予防サービス事業所に不当に偏ることのないよう、公平中立に行います。

4 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの内容

① 介護予防サービス・支援計画書の作成

利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容等を総合的かつ効率的に提供されるよう配慮した介護予防サービス・支援計画書を作成します。

② サービス事業所等との連絡調整

介護予防サービス・支援計画書に基づく介護予防サービス等が適切に提供されるよう、サービス事業所等との連絡調整を行います。

③ サービス実施状況の把握・評価

介護予防サービス・支援計画書の実施状況を訪問及びテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用し把握するとともに、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて介護予防サービス・支援計画書の変更、その他の便宜の提供を行います。

④ 給付管理

サービス事業所へ料金を支払うため必要な書類の作成を行います。

⑤ 要支援認定等の申請に係る援助

要支援認定等に係る申請について、利用者の意思を踏まえ、必要な援助を行います。

⑥ 相談業務

介護予防サービス等の利用、その他必要な支援に関する相談に対応します。

⑦ 情報提供

介護サービス計画にあたって、当該地区における介護サービス事業の名簿、サービス内容、利用料等の情報を提供し、利用者又は家族がサービスの選択が可能となるように支援します。利用者は、複数の介護サービス事業所等を紹介及び事業所の選定理由を求めることができます。

5 業務の委託

事業所は、利用者の同意のもと、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託することができるものとします。

6 利用料等

(1) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する利用料は、介護保険法第 58 条第 4 項及び第 115 条の 45 の 3 第 3 項の規定に基づいて、事業所が受領（法定代理受領）する場合は、利用者の自己負担はありません。

(2) 利用者の介護保険料の滞納等により、事業所が法定代理受領できない場合は、利用者は下表に定める金額を支払っていただきます。この場合、事業所は利用料等を記載した介護予防支援・介護予防ケアマネジメント提供証明書を利用者に交付します。この提供証明書を久慈広域連合に提出しますと、払い戻しを受けることができます。

区 分	金 額
介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメント費（1 月につき）	4,420 円
初回加算 ^{※1}	3,000 円

委託連携加算※ ²	3,000 円
----------------------	---------

※ 1 初回加算は、新規に介護予防支援等を提供した場合の初回のみ加算します。

※ 2 指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託する初回に限り加算します。

7 事故発生時の対応

事業所は、利用者に対する介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には、速やかに久慈広域連合及び利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

8 損害賠償

事業所は、利用者に対する介護予防支援等の提供にあたって、事業所の責めに帰すべき事由により、利用者に損害を及ぼしたときは、速やかに利用者に対して損害を賠償します。

9 秘密保持

(1) 事業所は、正当な理由がなく、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを提供するうえで知り得た利用者等に関する情報を漏らしません。また、契約終了後においても同様です。

(2) 事業所は、担当職員その他の従事者が業務上知り得た利用者等に関する情報を漏らすことがないように、必要な措置を講じます。また、担当職員その他の従事者が退職後においても同様とします。

10 虐待防止

事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修会及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

11 感染症の予防及びまん延防止

事業者は、感染症の発生とまん延を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修会及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

12 ハラスメント防止に関する事項

事業者は、職場や訪問先でのハラスメントの発生または再発を防止するため、指針の整備、相談・対応体制の整備（当事者の保護含む）、及び研修の実施等必要な措置を講じます。

13 苦情処理

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント及び介護予防サービス・支援計画に基づき提供された介護予防サービス等に関する相談・苦情窓口は以下のとおりです。

野田村地域包括支援センター	担当者	社会福祉士	上 田 みなみ
---------------	-----	-------	---------

	責任者	所長 小野寺 勝
	電話番号	0194-78-3310
	F A X 番号	0194-78-3301
	受付時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
野田村保健福祉課	所在地	岩手県九戸郡野田村大字野田第 17 地割 107 番地
	電話番号	0194-78-2913
	F A X 番号	0194-78-3301
久慈広域連合 介護保険課	所在地	岩手県久慈市中町 1 丁目 67 番地
	電話番号	0194-61-3355
	F A X 番号	0194-61-3324
岩手県国民健康保険 団体連合会	所在地	岩手県盛岡市大沢川原 3 丁目 7 番 30 号
	電話番号	019-604-6700
	F A X 番号	019-653-2216

令和 年 月 日

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

事業者

所在地 岩手県九戸郡野田村大字野田第 17 地割 107 番地

名 称 野田村

事業所 野田村地域包括支援センター

代表者 野田村長 小野寺 勝 幸 ㊞

(業務の委託を受けた指定居宅介護支援事業者)

所在地

名 称

㊞

説明者 _____ ㊞

私は、本書面により事業者又は委託事業所から重要事項の説明を受け、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供開始に同意します。

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

電話番号 _____

(代理人)

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

電話番号 _____